

電気通信主任技術者規則及び工事担任者規則の一部を改正する省令案に対して 寄せられた意見及びそれに対する総務省の考え方

- 意見募集期間 :令和3年2月 27 日から同年3月 29 日まで
- 意見提出数 : 4件
- 意見提出者 : 以下のとおり

No.	意見提出者
1	楽天モバイル株式会社
2	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
3	個人A
4	個人B

No.	意見	意見に対する総務省の考え方	修正の有無
1	<p>本省令案について、賛同いたします。</p> <p>なお、電気通信主任技術者講習についても、講習の開催日、開催地および受講可能人数に制限があることから、e-learning 等による講習実施のご検討を要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○本省令案に賛成の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
2	<p>昨今のコロナ禍において、ソーシャルディスタンスの確保やリモートワークの普及がすすめられております。今回の電気通信主任技術者、及び工事担任者の資格制度見直しは、この様な環境に適合するものであるため、有効な施策であり、今回の省令改正は適当であると考えます。</p> <p>ケーブルテレビ事業は全国津々浦々で営まれており、特に試験会場から遠方のケーブルテレビ事業者にとっては、リモート試験により、受験者の移動の負担が軽減され、受験機会の確保に資するものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>○本省令案に賛成の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

<p>3</p>	<p>電気通信主任技術者規則及び工事担任者規則には、試験員の要件としてそれぞれ電気通信主任技術者、工事担任者の所定の有資格者であること及び一定の経験を有することが定められております。試験をCBT方式等とすることにより、試験を外部の試験センター等で行う場合、当要件を満たすことが困難になることも予想されます。これまでの筆記試験はすべて上記要件のもとで行われたものと認識しております。この点において、上記要件が満たされないCBT試験等が実施された場合において、従来の筆記試験の受験者との間に不平等が生ずる点が国家試験の性質上好ましくないと考えます。また、受験機会についても従来は年2回に限られたのに対し、任意のタイミングで受験できることになれば平等性の点で望ましくなく、試験問題の流出等で特定の受験者に不正に有利となることも想定され、やはりCBT方式等での試験の実施はそれらの点について明確に公正にしたうえでのみなされるべきだと考えます。CBT方式等の導入に全面的に反対するわけではありませんが、試験の公正性が損なわれうる状態でCBT方式等を導入することには反対です。国家試験としての公正性が担保されたうえでCBT方式等の試験を合理的に実施することには賛成いたします。</p> <p style="text-align: right;">【個人A】</p>	<p>○本省令案は、試験の方法として、筆記によるもののほか、CBTによるものも採れる旨を電気通信主任技術者規則(昭和60年郵政省令第27号)及び工事担任者規則(昭和60年郵政省令第28号)に明記するものです。</p> <p>○電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第76条の規定により、指定試験機関は、試験の方法にかかわらず、試験事務を行う場合において、電気通信主任技術者として必要な専門的知識及び能力又は工事担任者として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、試験員に行わせなければならない義務を負っています。</p> <p>○CBTによる試験を実施する際には不公正な試験にならないよう努めるとともに、御指摘の点については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
----------	--	---	----------

4	<p>緊急的な措置として CBT による試験を認めなくはないが、基本としては従来の試験が適切なのではないかと考える。</p> <p>必要に応じ、次に行われる試験において CBT での受験等の措置を採用するかどうか、大臣等が決める事にするのがよいのではないかと考える。</p> <p>なお、CBT については、テストセンター等の利用を行うのではないかとと思われるのであるが、全国で同じタイミングで試験を行わない事になるのであろうから、その事による不正の発生についての対応がなされた試験(例えば、出題内容について、数値等や回答を行う選択肢番号等について変えた問題が出るようにする等)を行うようにすべきではないかと考える。</p> <p style="text-align: right;">【個人B】</p>	<p>○本省令案は、試験の方法として、筆記によるもののほか、CBT によるものも採れる旨を電気通信主任技術者規則及び工事担任者規則に明記するものです。</p> <p>○CBT による試験を実施する際には不公正な試験にならないよう努めるとともに、御指摘の点については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	無
---	--	--	---